別紙

高速増殖原型炉もんじゅ
平成２５年度第４回保安検査を受けた対応について

当機構は、３月１０日から２８日の間、高速増殖原型炉もんじゅの平成２５年度第４回保安検査を受けました。

今回の保安検査では、昨年９月３０日に原子力規制委員会に提出した保安措置命令に対する「結果報告（その１）」において平成２４年１１月末以降に点検時期を超過していたと報告した約７千個の機器（昨年１２月の保安検査において抜き取り検査を受けた。）を除く約４万個の機器から抜き取り検査等が行われ、以下の指摘等を受けました。

機構としては、もんじゅ改革の中で、原子力安全に係る品質方針の見直し、保守管理業務に係る品質マネジメントシステムの改善（保全計画改正時の審査プロセスの改善、保全計画実績管理の改善、点検計画を確実に行うプラント工程作成の改善）等を行ってきたところですが、今回の保安検査における指摘等を重く受け止めています。今後、水平展開等も含め、期限ありきではなく、保全計画の徹底的な確認・見直し作業を進め、プラントの安全に万全を期すよう、業務の改善を図ってまいります。

【主な指摘と機構としての対応】

１．担当課長の訂正印による保全計画の修正

点検計画における誤記等について、「もんじゅ不適合管理要領」に従って「軽微な訂正が必要なものであって業務の品質に影響を与えないもの」については不適合事象とせず、担当課長の訂正印で修正した。これについて、保安検査において、次回点検時期や点検の日付の訂正は、不適合事象として区分して管理すべきである、また、不適合事象の区分についても、これまでの運用を変更する場合には不適合管理委員会において確認し、職員全員が共通の理解を持った上で行われるよう最大限注意を払っていくべきとの指摘等がなされた。

機構としては、訂正印による修正は「もんじゅ不適合管理要領」に従って実施したものであって、この運用変更についても、もんじゅ保全計画改善検討委員会において方針を決定し、この方針を品質保証室長より関係者に周知することにより適切に処理できるものと考えていた。しかしながら、今回の指摘を受け、次回点検時期や点検の日付の訂正については、不適合管理を行っていくとともに、不適合管理要領に関する事項については、その運用方法に係る事案であっても、不適合管理委員会において確認することとする。

２．保全計画の見直しについての対応

２次冷却系循環ポンプモータの電源盤内の温度を測る現場計器については、電気保修課の電気チームと計装チームの双方が保全計画に重複登録しており、計装チームの点検において過去の一時期に点検期限を超過していたため、「結果報告（その１）」に記載した「平成２４年１１月末時点において点検時期を超過していた未点検機器の個数」に含めるべきものとの指摘があった。

機構としては、当該現場計器については、実際に点検が実施されていることから、計装チームの登録を削除することで対応できるものと考えていた。しかしながら、今回の指摘を踏まえ、たとえ重複登録であっても保全計画に記載されているとおりに点検を実施しなければならないものであることから同報告の未点検機器の個数に含めることとし、その旨を既に保安検査の中で回答している。このような重複が発生しないよう、現在実施している保全計画の見直し等の中で改善を図っていく。また、将来的には、当該現場計器の点検については、当該電源盤を所管する電気チームの登録に統合し、計装チームの登録を削除する方向で検討していく。

３．点検記録としての有効性

１次アルゴンガス系配管支持構造物の外観点検について、保全計画の個数に「一式」と記載して点検を実施し、その点検成績書についても「一式」と記載していた。保安検査において、当該支持構造物は、アイソメ図（立体を斜めから見た図）等がなければ物と場所を特定できないが、点検要領書及び成績書は、アイソメ図等がないことから個々の支持構造物の点検記録として有効ではないのではないかという旨のコメントがなされた。

機構としては、「一式」と記載していたことに問題はなく、保全計画の記載に従って当該点検を実施し、個々の支持構造物についても実際に点検を行っており、その結果を記載した点検記録も有効なものと考えていた。しかしながら、個々の支持構造物を特定する図表等が添付されておらず、点検記録から個別の機器の点検実績の裏付けを得ることができるようになっていないとの指摘を踏まえ、見直しを行う保全計画からは当該点検の点検実績を削除することとし、今後、点検要領書・成績書にアイソメ図を添付する等の方法により、改善を図っていく。

以　上